

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（助成） 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 （1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。） イ 略 （2）及び（3） 略 3～9 略</p>	<p>（助成） 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 （1）別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。） イ 略 （2）及び（3） 略 3～9 略</p>

別表（第3条関係）	別表（第3条関係）		
<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。<u>次号及び第3号において同じ。</u>）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" data-bbox="256 757 791 801"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得（<u>当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得</u>）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p>	略	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得。<u>以下同じ。</u>）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" data-bbox="839 757 1385 801"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) <u>小学校就学の始期に達するまでの間にある者</u></p>	略
略			
略			

第2条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護<u>又は中国残</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けてい</p>

<p><u>留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとしないにかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>る者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書）を福祉事務所長より交付された者をいう。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成23年7月31日までの間における新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成23年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、平成22年度）」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成22年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、平成21年の所得。次号及び第3号において同じ。）」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成22年の所得」とする。
- 4 平成22年の所得が新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。）」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。